

第34回定例総会議事録

1. 日 時	令和6年1月12日（金）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第34回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第34回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員に3番の大野委員さん、10番の長尾委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田尻小学校から南西へ800mの距離に位置した農地であり、現地はカキが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキを栽培予定です。農機具はミニ耕運機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約11aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の2ページ 1番は齊木委員さん、長尾委員さんの案件ですので、齊木委員さん、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(齊木委員、長尾委員退室)</p>
議長	<p>では、事務局から現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校から西へ約150mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機、草刈機を各2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約174a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、2ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、2ページ 1番は許可することとします。</p> <p>では、齊木委員さん、長尾委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(齊木委員、長尾委員着席)</p>
議長	<p>次の2番は、関連する非農地証明願の審議を先に行います。22ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>2ページ 2番 3条許可申請の譲受人に対する許可基準である全部効率要件と関連がありますので、先に審議をお願いしたいと思います。</p> <p>22ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。</p>

議長	<p>証明内容は、1筆については2003年頃から農業用倉庫として利用しており、その他は2003年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南東へ約850mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は農業用倉庫として利用され、その他は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>なければ、22ページ 1番について採決します。22ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、22ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして、2ページ 2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南東へ約770mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はカボスが栽培されており、4筆は保全管理の状態で、3筆はキャベツ、ダイコン等が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボス、オクラ、トマト、キャベツ、ダイコンを栽培予定です。農機具は草刈機を5台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約25a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、ミニ耕うん機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約81aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、4ページ 農地法第4条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから西に約750mの距離に位置した農地であり、現地は既に駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、住宅の駐車場用地として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済です。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

議長	<p>見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから西に約750mの距離に位置した農地であり、現地は既に貸駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものであるが、既に転用済のため始末書提出済です。農地区分です。申請地は、農地の広がりなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、5ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館から北西に約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、進入路及び農道として利用するものです。農地区分です。申請地は</p>

<p>議長</p>	<p>おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、6ページ 一時転用許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから北東に約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、住宅建築に伴う進入路として一時的に利用するものであり、利用後は速やかに農地へ復旧する計画です。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、採決した2ページ 1番を除く、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条許及び5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、7ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請は再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地はハウスでオオバが栽培されています。権利、賃借料ともにこれまでと同内容での再設定となっています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、8ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2kmの距離に位置した農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において、水稻を栽培予定です。農機具は、草刈機を5台、ウイングモアー、大型トラクターを各2台、田植機、コンバイン、ハローロータリー、パワーローダー、ドローン、ブロードキャスター、動力噴霧器を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約195a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約1.6km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において、ジャガイモ、ダイコン、キャベツを栽培予定です。農機具は、草刈機を4台、管理機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、ユンボ、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約85a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ9ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具は、耕うん機、草刈機を各2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約88aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ9ページ 4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原小学校から北へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において、水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約89aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ10ページ 5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

6番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の1筆は野津原中学校から南西へ約1.5km、1筆は約2kmの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において、水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、田植機、トラクター、コンバイン、ユンボ、軽トラック、ウイングモアーを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約282aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において、水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各2台、乾燥機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約156aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ11ページ 7番について、植田地区の委員さんは現地調査報告</p>

	と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南東へ約180mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地において、水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約79a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ12ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南高等学校から東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約108a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議

	<p>会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から東へ約400mから600mの距離に点在する農地であり、現地の1筆は稲刈り後の状態で、その他は耕起されてきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約50a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ13ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分丘の上病院から南西へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻、飼料米を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、コンバイン、田植機、畦塗機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約121a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ、次の14ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。更新前と同内容での再設定となっています。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、15ページ 第4号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、辻原地区に位置した農地であり、現地の2筆は保全管理、その他は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に小麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約14ha となります。

16ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の2筆は鬼崎地区、その他は上横瀬地区に位置した農地であり、現地の3筆は耕起、その他は保全管理されてきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約17ha となります。

17ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の1筆は岡倉地区、7筆は柿野地区に位置した農地であり、現地の1筆は野菜が栽培され、その他は耕起されてきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約16ha となります。

18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は尾津留地区に位置した農地であり、現地は保全管理されてきました。配分先の経営状況・営農計画です。中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約331a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は川床地区に位置した農地であり、現地は保全管理されてきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、契約成立後の経営面積は約595a となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は川床地区に位置した農地であり、現地の1筆はハウスが設置され、1筆は耕起されてきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴ、ピーマン、露地野菜を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約279a となります。

こちらの2番、3番の案件は、利用権を設定する者と受ける者が同じにな

	<p>っています。2筆とも基盤整備を行った範囲内の農地で、耕作権は中間管理機構を通して行うという制約がついているため、形式的ではありませんがこのような権利設定となっています。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は木佐上一地区、木佐上二地区に位置した農地であり、現地の2筆は野菜が栽培され、2筆は水稻が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に米、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約17ha となります。</p> <p>20ページです。こちらは再設定の案件です。</p> <p>1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。賃借権5年を10年に延長した再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。こちらは現行と同様での再設定となっています。</p> <p>すべての案件について、各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、21ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>

事務局

21ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、2007年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南東に約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。

2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1973年頃から進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから北東に約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。

3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1968年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから西に約750mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

22ページは、第1号議案で審議しております。

23ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1989年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から南東へ約2.9kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。

2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容です。一筆は1993年頃から一部は倉庫として利用され、一部は耕作放棄により原野化しており、もう1筆は1993年後から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から北東へ約2.8kmの距離に位置した農地であり、1筆の一部は倉庫として利用され、その他は原野化。1筆は原野化していました。

3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1996年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南西へ約750mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されており、面積が矮小であることから農地として復元しても利用できないと見込まれます。

24ページ 4番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1979年頃から駐車場用地として利用しているとのことで

	<p>す。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南西へ約150mの距離に位置した農地であり、現地は駐車場用地として利用されていました。</p> <p>25ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2008年頃から農業用倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から南西へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は農業用倉庫として利用されていました。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、26ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>26ページから28ページです。農地法第3条の3で、相続で農地を取得したという届出が、合計で4件出ています。</p> <p>29ページから32ページです。農地法第4条第1項第7号届出です。市街化区域内農地において、所有者自身が転用するという届出が、合計で13件出ています。</p>

	<p>33ページから36ページです。農地法第5条第1項第6号届出です。市街化区域内農地において、権利移動が伴う転用の届出が、合計で47件出ています。</p> <p>37ページから38ページです。農地法第18条第6項通知で、農地法第3条貸貸借権と利用権の双方合意で解約したという通知が、合計で4件出ています。</p> <p>39ページです。条件付権利の仮登記が設定されたという報告が1件でています。1筆は6ページにおいて一時転用の申請、もう1筆は21ページにおいて非農地証明願が出ています。</p> <p>40ページです。こちらも条件付権利の仮登記が設定された報告です。この案件のうち、1筆は共有者が複数人おり、その筆の57分の7に仮登記が設定されています。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。その他で、何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、これで第34回定例総会を閉会します。</p>